

国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業
との調和に関する条例に係る事業実施の手引き

令和6年10月1日施行

福島県国見町住民防災課

この手引きにおいて、国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例を「条例」、国見町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則を「規則」として説明しています。

目次

I 全般的事項

1 条例制定の背景	
2 目的（条例第 1 条）	1
3 用語解説（条例第 2 条）	2
4 基本理念（条例第 3 条）	2
5 町の責務（条例第 4 条）	3
6 事業者の責務（条例第 5 条）	3
7 町民の責務（条例第 6 条）	3
8 所有者等の責務（条例第 7 条）	3
9 適用を受ける事業（条例第 8 条）	3

II 発電事業に関する手続き

1 発電事業に関する手続き（全般）	4
2 手続きの流れと提出書類	
(1) 発電開始までの手続き（条例第 9 条・第 10 条・第 11 条・第 12 条・第 13 条）	6
(2) 同意（条例第 11 条・第 12 条・規則第 6 条・第 7 条・第 8 条）	10
3 工事の中止・再開の届出（条例第 13 条・第 14 条、規則第 9 条）	11
4 事業承継の手続き（条例第 15 条・規則第 10 条）	11
5 維持管理（条例第 16 条）	12
6 災害及び事故発生時の対応（条例第 17 条）	12
7 事業の終了等の届出（条例第 18 条・規則第 11 条）	13
8 事業計画変更等の手続き（条例第 9 条・第 10 条・規則第 5 条）	14
9 報告及び立入検査（条例第 19 条）	14
10 助言、指導又は勧告（条例第 20 条・規則第 12 条）	15
11 公表について（条例第 21 条・規則第 13 条・14 条）	16
12 経過措置（条例附則）	16

I 全般的事項

1 条例制定の背景

国では、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、再生可能エネルギーの有効利用を推進するため、固定価格買取制度（FIT 制度）を導入し、再生可能エネルギーの普及を図ってきました。一方で、再生可能エネルギー発電設備の設置については、不十分な施工による災害発生の恐れや、立地地域での住民等とのトラブル、森林伐採による自然や景観の破壊、事業終了後の設備放置に係る懸念等が課題となっております。

このような状況等を踏まえ、発電事業の規制を目的としてではなく、自然環境や景観、地域住民、災害などに配慮した再生可能エネルギー発電事業とするため、本条例及び施行規則を制定するものです

これにより、事業計画の策定段階から、事業終了・設備撤去までの事業期間において、町・事業者・町民・土地所有者等の責務などの必要な事項について定め、事業実施前の住民説明会の実施や、助言、指導、勧告及び公表など町の権限等を規定し、適切な事業の推進を図っていくものです。

2 目的（条例第 1 条）

この条例は、本町の豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、自然環境及び生活環境に配慮した豊かな地域社会の発展に寄与することを目的としています。

3 用語解説（条例第2条）

再生可能エネルギー源	再生可能エネルギー源 エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条に規定するものをいう。 ①太陽光、②風力、③水力、④地熱、⑤太陽熱、 ⑥大気中の熱その他の自然界に存する熱、⑦バイオマス
再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
事業	町内において再生可能エネルギー発電設備の設置（当該設備を設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）及び当該設備による発電を行う事業をいう。
事業者	事業を計画し、これを実施する者をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く。
事業区域	事業を行う一団の土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）の区域であって、柵、塀等の工作物の設置その他の方法により当該一団の土地以外の土地と区別された区域をいう。
建築物	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
住民等	事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260の2第1項に規定する地縁による団体そこれに類する団体をいう。）の区域に居住する者及び事業により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある区域に居住する者及びこれらの区域に所在する法人その他団体並びに土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者をいう。
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
所有者等	事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

4 基本理念（条例第3条）

本町は、先人の努力により長い年月をかけて守り育てられてきた自然環境等に恵まれており、このかけがえのない自然環境等を、現在及び将来に渡って町民が等しくその恵沢を享受し、持続可能な未来を構築できるよう、町民の意向も踏まえて、その保全及び活用

を図られなければなりません。

5 町の責務（条例第4条）

基本理念にのっとり、この条例の適切かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければなりません。

6 事業者の責務（条例第5条）

- (1) 関係法令及びこの条例を遵守するとともに、町の豊かな自然環境、美しい景観、その他安全安心な生活環境に十分配慮し、住民等との良好な関係の保持並びに地域振興に寄与するよう努めなければなりません。
- (2) 自然環境等を損ない、災害による被害等が発生しないよう再生可能エネルギー発電設備及び事業区域を適正に管理しなければなりません。
- (3) 事業で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、事業を終了しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備を放置することなく速やかに撤去し、及び適正に処分し、並びに事業区域に係る土地を原状に回復しなければなりません。
- (4) 事業者は、事業終了後に前項に規定する対策を速やかに講じるため、必要な資金の確保に努めなければなりません。

7 町民の責務（条例第6条）

町民は、基本理念にのっとり、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければなりません。

8 所有者等の責務（条例第7条）

所有者等は、基本理念にのっとり、事業により、自然環境等を損ない、又は災害の発生を助長するおそれのある事業を行おうとする事業者に対し、土地を使用させないように努めなければなりません。

また、所有者等は、基本理念にのっとり、事業により、災害による被害等が発生しないよう、事業者に対し、土地を適正に管理することを求めなければなりません。

9 適用を受ける事業（条例第8条・規則第3条）

この条例は、再生可能エネルギー発電設備の出力の合計（発電出力）が10kw以上の事業に適用されます。ただし、太陽光を再生可能エネルギー源とする事業で、建築物の屋根、屋上または壁面に設置する事業については、適用外となります。

※ 実質的に一体と認められる場所で、複数の再生可能エネルギー発電設備に分割して設置する場合は、合算した発電出力で適用となります。

なお、再エネ発電事業の実施場所の敷地境界からの水平距離が100m以内に、当

該事業者と同一の事業者又はその密接関係者が実施する再生エネルギー発電事業の実施場所がある場合において、それらの事業に係る電源の出力の合計が10kW以上となる事業においても適用されます。

また、密接関係者とは以下の者をいいます。

- (i) 事業者の社員（事業者が持分会社の場合）
- (ii) 事業者に対する議決権の過半数を保有する株主（事業者が株式会社の場合）
- (iii) 事業者に対する匿名組合出資のうち、その過半数の出資持分を保有する出資者
- (iv) 上記(i)～(iii)の者の親会社

※ 既存の再生可能エネルギー発電設備を増設することにより、上記の発電出力以上となる事業も適用となります。

II 発電事業に関する手続き

1 発電事業に関する手続き（全般）

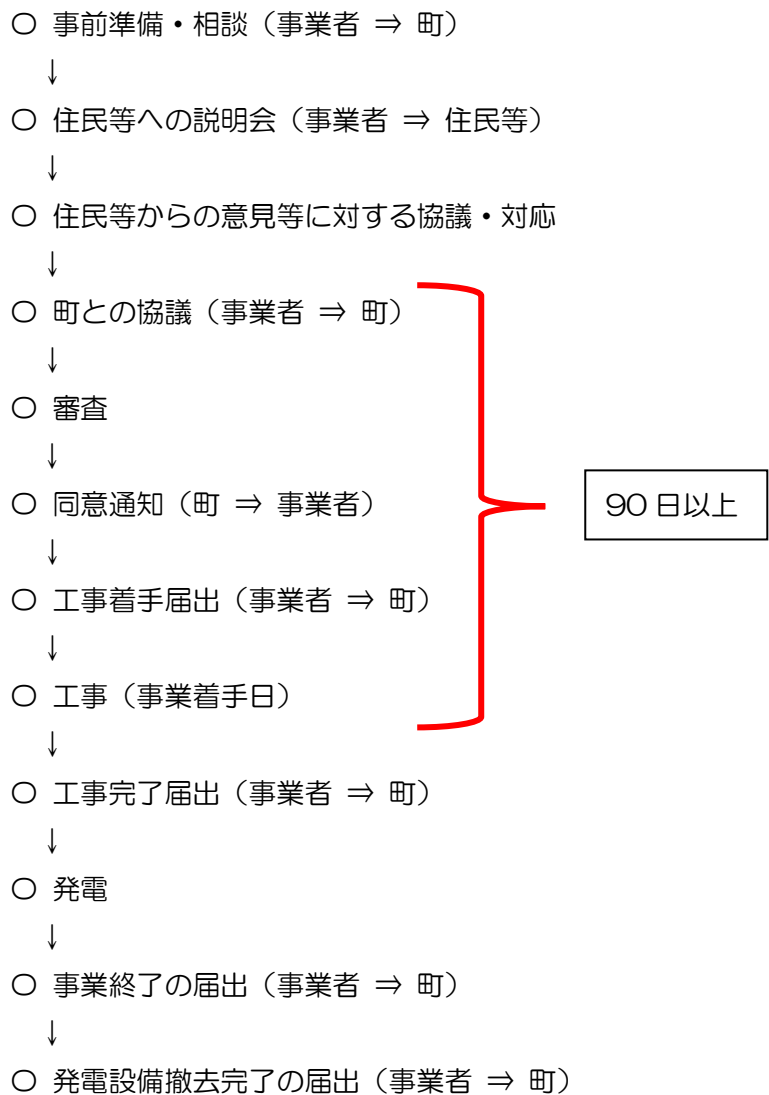
- 条例では、事前の住民説明会の開催と、町へ届出、町の同意を得た上での工事着手を義務付けています。
- 標準的な手続の流れとしては、事前に町へ相談した上で、住民等に対して事業の内容等に関する説明会を開催し、その後、事業に着手しようとする日の90日前までに町へ届出を行い、同意を得る必要があります。

※ 事業に着手しようとする日とは、工事の着手予定日をいいます。

また、本条例における工事の着手とは、現場における工事の着手を指すもので、その範囲には、樹木の伐採や造成工事を含みますが、現地調査、測量、資材・車両の搬入等の準備工は含まないものとします。

- 発電事業を終了した後は、発電設備を速やかに撤去し、適正に処分を行っていただくようになります。

■標準的な再生可能エネルギー発電事業に関する手続きの流れ

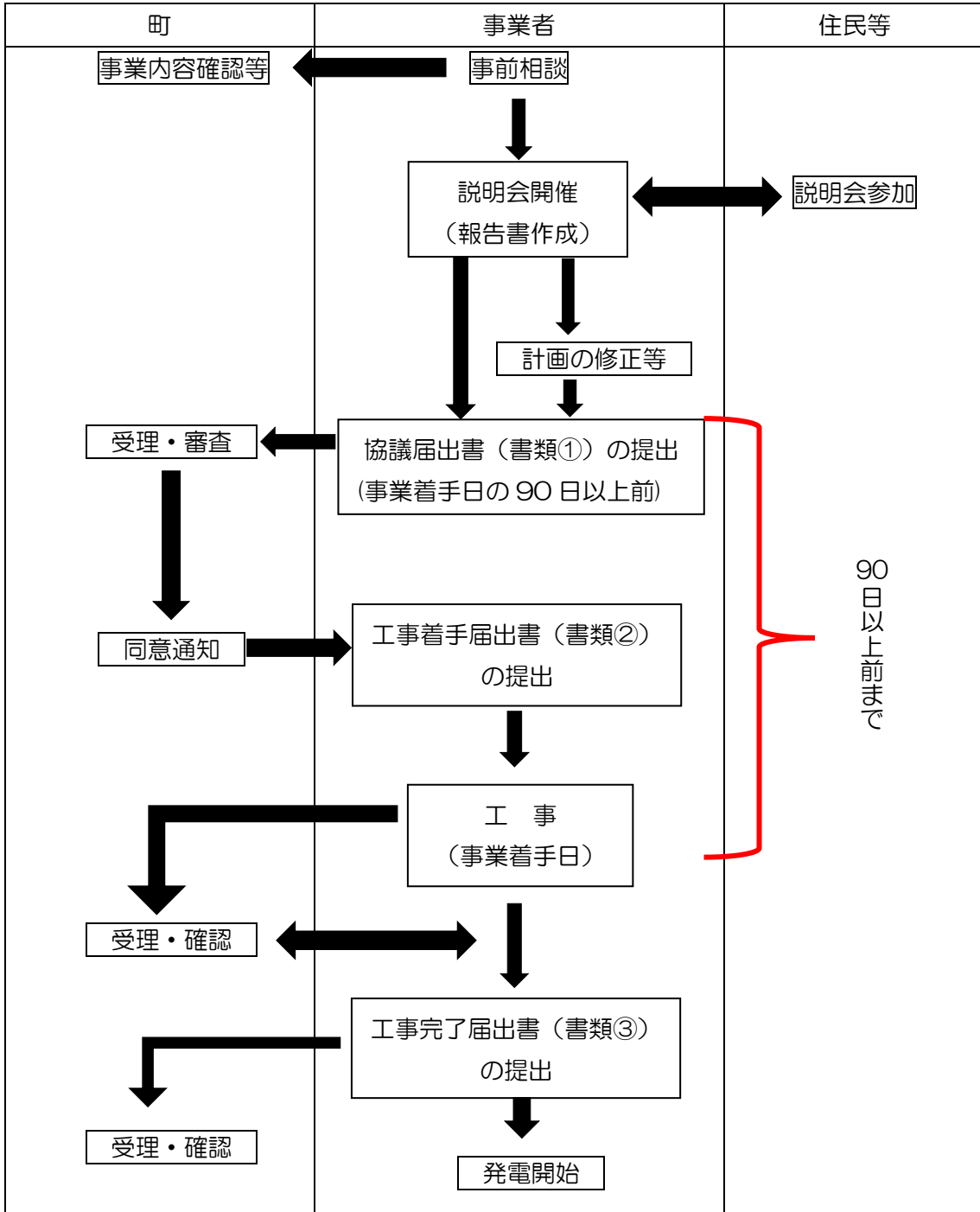


2.手続きの流れと提出書類

(1) 発電開始までの手続き（条例第9条・第10条・第11条・第12条・第13条）

- 事業を開始するときは、町への届出を行う前に、住民等に対し、事業の内容等に関する説明会を開催し、住民等の理解を得られるよう努めなければなりません。
- 住民等への説明会終了後、事業に着手しようとする日の90日前までに町へ届出を行い、同意を得る必要があります。

■発電開始までの手続きの流れ



◎住民等への説明会の実施について

町への届出を行う前に、住民等に対し事業内容等に関する説明会を実施してください。説明会においては、事業の内容について単に説明するのではなく、分かり易い表現を使って誠意をもって説明するなど、住民等との適切なコミュニケーションを図り、事業に対する理解が得られるように努めてください。

対象となる住民等の範囲や説明項目等については、再生可能エネルギー源と発電出力等によって異なることから、事業ごとに判断が必要となります。

※ 町への届出時に範囲に不足があると認められる場合、追加での実施をお願いすることも考えられますので、事前にご相談願います。

事前相談には、説明会での配布予定資料、周辺地域の住民等の範囲が分かる地図等（範囲の設定距離については、説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁 2024年2月策定）に準拠したもの。）を準備してください。

また、説明会開催後、質問募集フォームを下記のとおり設けてください。

説明内容、開催案内の方法等については、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁 2024年2月策定）」に準拠したものとしてください。

【対象となる住民等の範囲（参考）】

対象となる住民等の範囲については、条例において次のとおり規定しています。

事業区域の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者及び事業により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある区域に居住する者及びこれらの区域に所在する法人その他団体並びに土地若しくは建築物を所有し、又は使用する者をいう。

対象となる範囲は、再生可能エネルギー源と発電出力によって異なることから、事業ごとに判断することが必要となります。

（参考 再エネ特措法上の説明会の対象者）

- ① 事業区域の敷地境界線からの水平距離が、次の場合に応じて掲げる一定の範囲を含む地縁による団体の区域に居住する者及び所在する法人その他団体
 - (i) 低圧電源(50kw未満)の場合：100m
 - (ii) 高圧電源又は特別高圧電源の場合（次の場合を除く。）：300m
 - (iii) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る。）の場合：1km
- ② 再エネ発電事業の実施場所に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者

【質問募集フォームの設置】

<p>① 説明会の開催後に、2週間以上の期間にわたり、説明会に出席した「住民等」の質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。</p> <p>② 質問等の提出先を定めて、説明会の際に説明する（配布資料への掲載を含む。）こと。</p> <p>①について、質問等が特に多い場合など、必要があるときは、再度説明会を開催して、作成した書面での回答をもとに、その内容を口頭で説明する方法により直接回答すること。その説明会においては、回答内容を記載した書面を作成し、説明会において配布すること。</p> <p>②について、質問募集フォームにおける質問等の受付方法は、メール、郵送、インターネット又はこれらを組み合わせる方法から事業者が選択した形式とすること。当該形式については、説明会において、提出先となるメールアドレス、郵送先又はURLを明示した上で、住民等に周知すること。また、責任主体を明確化する観点から、提出先となるメールアドレス、郵送先又はURLは、当該事業者のものとする。</p>

【説明会の開催回数】

<p>○ 住民等からの質問等に適切に対応できるよう十分な回数の説明会を開催した上で、住民等からの質問等に誠実に対応すること。</p>
--

【書類①】 ※正副2通を提出

1	協議届出書（第1号様式）
2	事業計画書（第2号様式）
3	説明会報告書（第3号様式）
4	確約書（第4号様式）
5	事業者が法人にあつては、法人の登記事項証明書
6	事業者が個人にあつては、住民票抄本
7	<p>事業実施体系図</p> <p>※①FIT・FIPの事業については、事業計画認定申請の際に必要な事業実施体系図を提出してください。</p> <p>②FIT・FIP以外の事業については、前述①の様式を参考に新たに作成してください。</p>
8	<p>位置図</p> <p>※再エネ発電事業の実施場所の敷地境界からの水平距離が100m以内に、当該事業者と同一の事業者又はその密接関係者が実施する再エネ発電事業の実施場所がある場合は図示してください。</p>

9	現況写真
10	事業区域全域の公図
11	事業区域全域の土地の登記事項証明書
12	土地利用計画図(平面図(縮尺が 1000 分の 1 以上のもの)
13	造成を含む事業にあつては、土地造成計画図(平面図・縦断図・横断図(縮尺が 1000 分の 1 以上のもの)
14	建築物又は工作物の設計図(平面図・立面図・断面図)
15	事業影響予測図(騒音・振動・電磁波・反射光等)
16	流量計算書
17	排水計画図(平面図・断面図)
18	排水施設構造図
19	排水に係る放流承諾書
20	工事施工方法書(計画書)(作業の方法及び工法を示した図書)
21	維持管理(保守点検)計画書
22	維持管理(保守点検)費用及び廃棄等費用積立計画書
23	事業に関する法令等による許認可等を受けているときは、その写し
24	住民等からの意見の申出により協議を行った場合は、その協議状況(申出書及び見解書の写しを添付)
25	その他町長が必要と認める書類

【書類②】

1	工事(着手・完了・中止・再開)届出書(第 8 号様式)
2	工事工程表

【書類③】

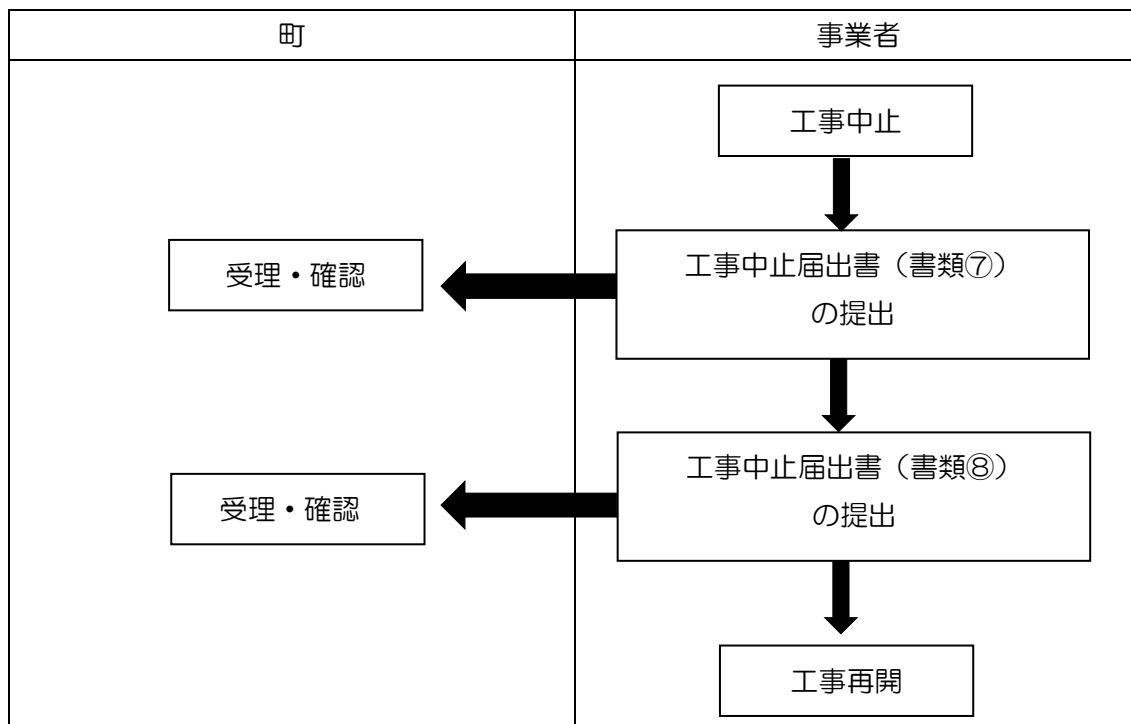
1	工事(着手・完了・中止・再開)届出書(第 8 号様式)
2	工事写真(施工前、施工中、施工後)

(2) 同意(条例第 11 条・第 12 条・規則第 6 条・第 7 条・第 8 条)

- ・ 当該事業の手續が適切であると認められたとき、同意するものとします。
- ・ 同意に際し、自然環境等の保全及び災害防止のために、必要な条件を付す場合があります。

3 工事の中止・再開の届出（条例第 13 条・第 14 条、規則第 9 条）

- 同意を受けた後に、再生可能エネルギー発電設備の設置工事を中止するとき、もしくは中止していた工事を再開するときは、速やかに町へ届出しなければなりません。



【書類⑦・⑧】

1	工事(着手・完了・中止・再開)届出書(第 8 号様式)
2	(中止の場合) 工事写真(施工前、施工中、施工後)
3	(再開の場合) 工事工程表

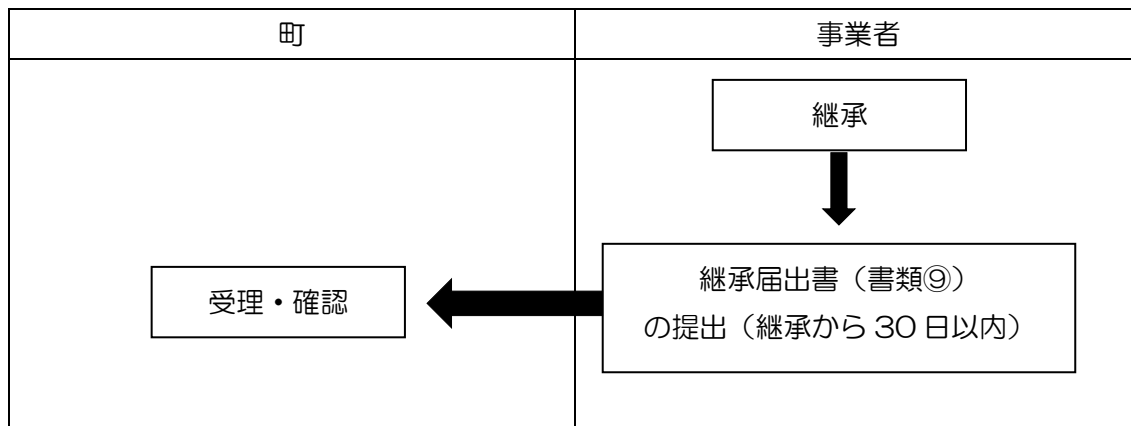
4 事業承継の手続き（条例第 15 条・規則第 10 条）

事業者から事業譲渡等によりその地位を承継した場合は、地位を承継した日から起算して 30 日以内に町へ届出しなければなりません。

そのほか、事業計画変更等の手続きが必要となり、説明会の開催等を行わなくてはなりません。

※事業譲渡等とは、事業譲渡、相続、売買、合併、分割等が該当します。

■手続きの流れ



【書類⑨】

1	承継届出書【様式第 10 号】
2	（法人の場合）登記事項証明書
3	（個人の場合）住民票抄本の写し

5 維持管理（条例第 16 条）

事業者は、事業を実施する間、災害又は生活環境等の保全に支障が生じないように、再生可能エネルギー発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態になるよう維持管理しなければなりません。

適正な管理を行うに当たっては、「事業計画策定ガイドライン（2022 年 4 月改訂、資源エネルギー庁）」、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和 2 年 3 月、環境省）」などを参照し、周辺環境に十分に配慮した対応が求められます。

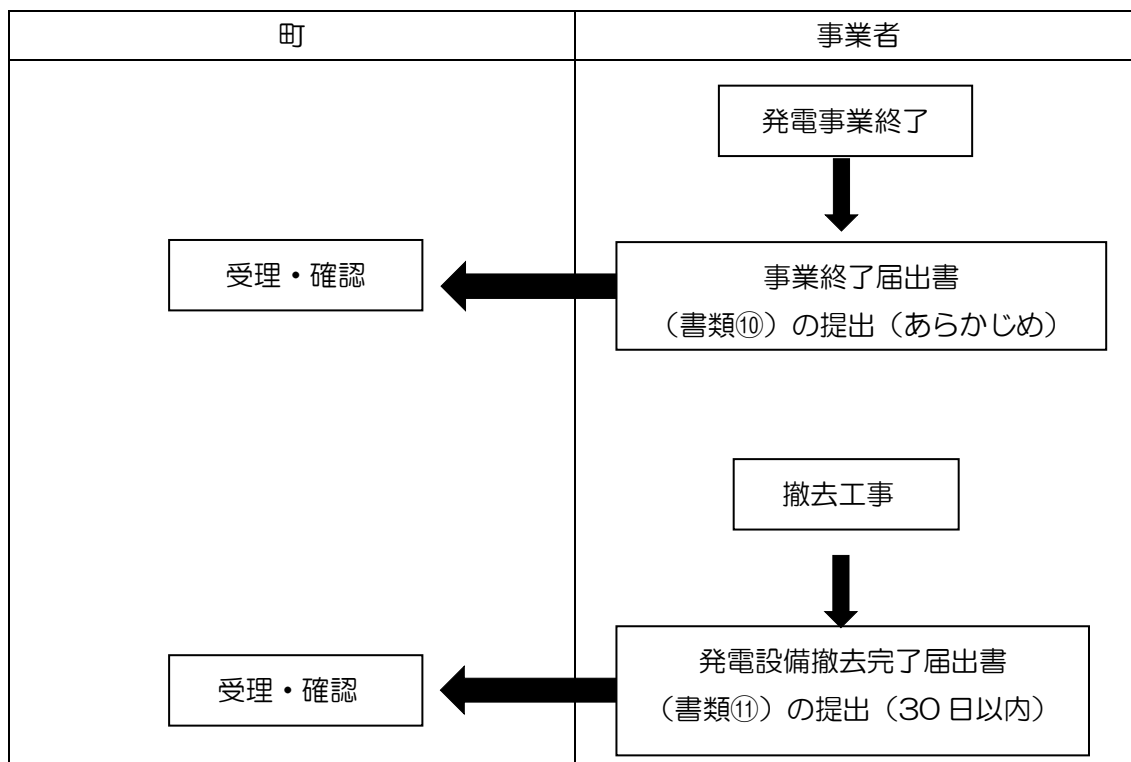
6 災害及び事故発生時の対応（条例第 17 条）

- 事業者及び所有者等は、事業区域内における災害及び当該災害に起因する自然環境及び生活環境への被害が発生するおそれがあると認められるときは、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講じるとともに、住民等に周知し、町長に通報しなければなりません。
- 町は、事業者及び所有者等から前項に規定する通報を受けたとき又は同項の被害が発生するおそれがあると認められるときは、当該事業者及び所有者等に対し、当該事態が生じることを防止するために必要な措置を講じることが求められます。
- 事業者及び所有者等は、事業の実施に伴い事故等が発生したとき又は住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければなりません。

7 事業の終了等の届出（条例第 18 条・規則第 11 条）

- 事業を終了するときは、あらかじめ町へ届出しなければなりません。
- また、再生可能エネルギー発電設備の撤去が完了したときは、撤去を完了した日から起算して 30 日以内に町へ届出しなければなりません。

■手続きの流れ



【書類⑩】

1	事業終了届出書【様式第 10 号】
2	(撤去及び処分計画、跡地利用計画を策定している場合) その計画書

【書類⑪】

1	発電設備撤去完了届出書【様式第 11 号】
2	撤去完了が分かる写真

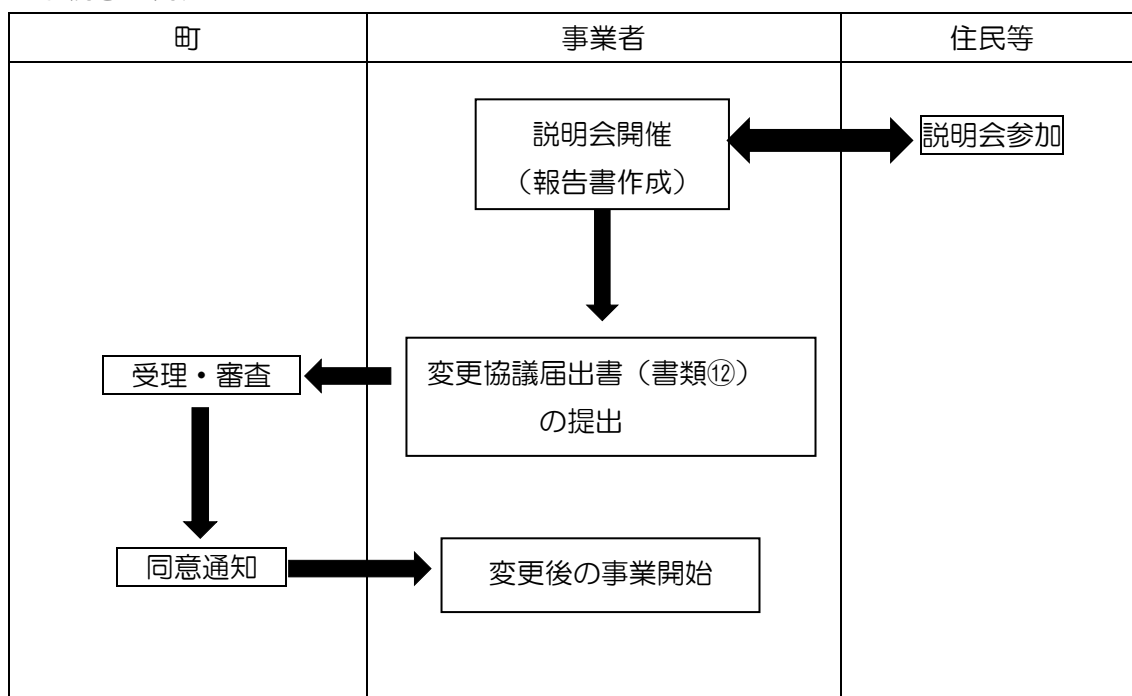
8 事業計画変更等の手続き（条例第9条・第10条・規則第5条）

- ・ 町に届出した事項を変更しようとするときは、住民等に対し、事業の内容等の変更に関する説明会を開催しなければなりません。ただし、変更の内容が「発電出力の縮小」、「事業区域面積の縮小」、「その他町長が認めるもの」であるときは、この限りではありません。
- ・ その後、町に速やかに届出し、同意を得なければなりません。

※発電出力の増加、事業区域面積の増加などを行う場合は、設置工事の際の手続きと同様の流れになります。

※事業譲渡等が行われた場合や密接関係者が変更になった場合も同様の手続きが必要になります。

■手続きの流れ



【書類⑫】

1	変更協議届出書【様式第5号】
2	当初届出書類①のうち変更に係る書類
3	住民等に対する説明会の内容が分かる書類 ・説明会報告書【様式第3号】 添付資料 説明会で配布した資料等

9 報告及び立入検査（条例第19条）

町は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告及び資料の提出を求め、並びに町の職員及び町が必要とする者を同行して事業区域に係る土地及び建物に立ち入り、当該事業に関する事項について調査させ、関係者に質問させることができます。

10 助言、指導又は勧告（条例第 20 条・規則第 12 条）

- 町は、計画書において確認された維持管理計画が遵守されない場合、地域住民への著しい影響を及ぼすおそれがある場合、住民等への適切な説明がなされていない場合など必要があると認めるときは、事業者に対して維持管理計画の遵守、施設の管理状況の報告、地域住民への説明などを求めるために助言又は指導を行うことができます。
- 町は、次のいずれかに該当すると認められるときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告をすることができます。

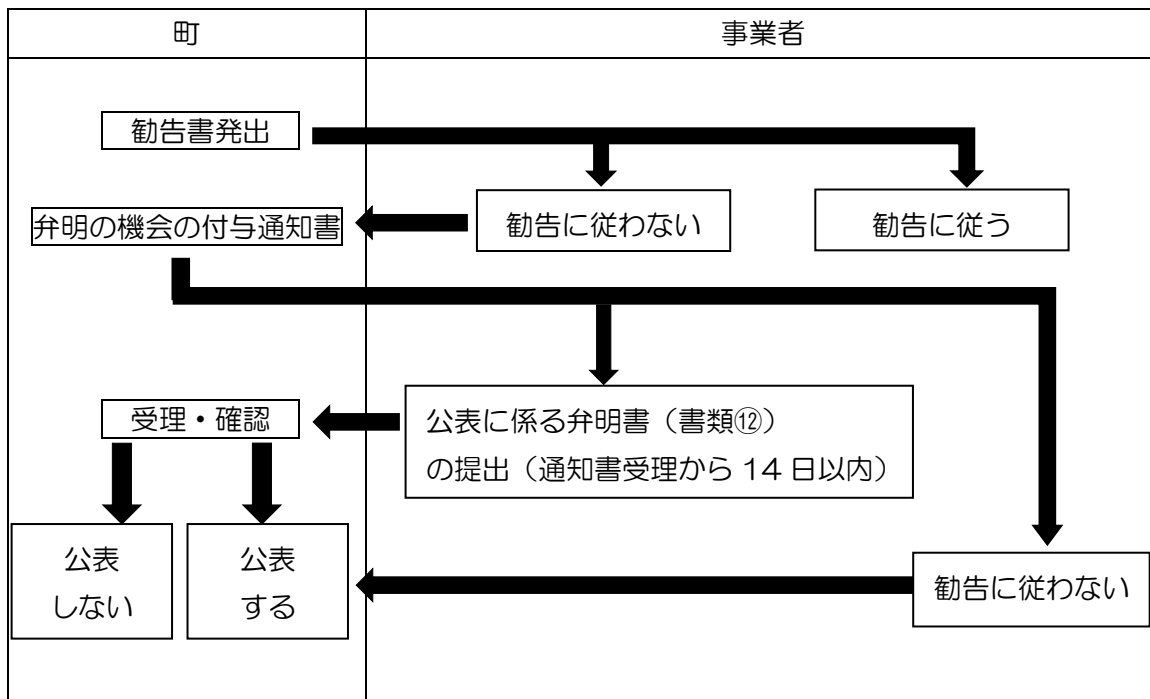
■勧告を行う事由

- 事業実施に係る届出を行わないとき、又は届出の内容に虚偽があるとき
- 正当な理由なく町の同意通知を受ける前に事業に着手したとき
- 町の求めに対し、報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- 町の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
- 町の立入検査の際に質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- 正当な理由なく町の助言又は指導に従わなかったとき

11 公表について（条例第 21 条・規則第 13 条・14 条）

町は、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、弁明の機会を与えた上で、事業者の氏名等を公表することができます。

■手続きの流れ



【書類⑫】

1	公表に係る弁明書【様式第 15 号】
---	--------------------

12 経過措置（条例附則）

令和 6 年 10 月 1 日からの施行となり、施行日より前に着手した事業については、適用外となります。

ただし、施行日後に合計 10kW 以上の増設を行った場合は、適用となりますのでご注意ください。

また、施行日から起算して 90 日を経過する日（令和 6 年 12 月 30 日）までに着手する事業については、町に対し速やかに手続きを行ってください。